

# 武南高等学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は、武南高等学校同窓会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を武南高等学校内におく。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、武南高等学校(以下「学園」という)の教育の充実発展に協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)学園の事業及び諸行事への協力
- (2)会報等の発行
- (3)その他本会の目的達成に必要な事業

(機 関)

第5条 本会は、会務執行のために、次の局をおく。

- (1)総務
- (2)事務
- (3)広報
- (4)財務(会計)

(組 織)

第6条 本会は、正会員並びに特別会員を持って組織する。

- 2 正会員は学園の卒業生とする。
- 3 特別会員は学園現職教職員とする。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員をおく。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)理 事 若干名
- (4)幹 事 若干名
- (5)監 事 2名
- (6)顧 問 1名
- (7)相談役 若干名

(役員を選出)

第8条 前条の役員を選出は次の通りとする。

- (1)顧問は学園現校長とする。
- (2)会長、副会長、監事は理事会において選出し総会の承認を得る。
- (3)理事は幹事の中から選出し総会の承認を得る。
- (4)幹事は各年度の卒業生から2名以上選出する。
- (5)会長は理事会の承認を得て相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

- 第9条 顧問、相談役は、本会発展のために寄与する。
- 2 会長は、本会を代表しその会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を組織し事業の運営を実施する。
  - 5 幹事は、事業の実施に協力する。
  - 6 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

- 第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 新役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第11条 総会は、毎年1回、6月に開催する。
- 2 総会は次の事項を審議する。
    - (1) 予算及び決算
    - (2) 事業計画及び報告
    - (3) 役員の仕事
    - (4) その他の重要事項

(理事会)

- 第12条 理事会は、会長、副会長、理事で構成され必要に応じて会務執行機関として開かれる。

(役員会)

- 第13条 役員会は、本会の役員全員により構成され必要に応じて議決代行機関として開かれる。

(会議の運営)

- 第14条 会議は、理事会、役員会及び総会とする。
- 2 会議は、会長が招集し議長となる。
  - 3 会議は、出席者の過半数の同意をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(会費)

- 第15条 正会員は、終身会費 10,000円 を卒業と同時に納入する。

(経費)

- 第16条 本会の経費は、会費、寄付金、およびその他の収入をもってこれにあてる。

(会計)

- 第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(慶弔・褒賞・学園教育復興基金規定)

第 18 条 本会の事業の一環として、次の規定を定める。

【慶弔規定】

- (1) 役員任期中の死亡 10,000 円
- (2) 同窓会関係の学校職員本人または居住家族の死亡 10,000 円
- (3) その他、会長が必要と認めたものとする。

【褒賞規定】

- (1) 他の生徒の模範となるような行動が認められ、学園の名声を高めるような実績を上げた場合は褒賞する。ただし、非行のあった者は除く。
- (2) 生徒等の被褒賞候補者推薦母体は、学園の部活動顧問、学級担任等の関係職員を経て校長が推薦する。

【学園教育復興基金規定】

- (1) この基金は、学園の教育振興に資することを目的とする。
- (2) この基金は、学園の校長の申し出により、会長がその都度理事会に諮り必要と認めたものに支出する。
- (3) この基金の収入、支出状況については同窓会で監査し、毎年度の通常総会において報告するものとする。

付 則

- 1 この会則は、昭和 41 年 6 月 12 日から施行する。(制 定)
- 1 この会則は、昭和 45 年 6 月 22 日から施行する。(大改定)
- 1 この会則は、昭和 48 年 5 月 21 日から施行する。(部分改定)
- 1 この会則は、昭和 50 年 5 月 19 日から施行する。(部分改定)
- 1 この会則は、平成 10 年 9 月 23 日から施行する。(部分改定)
- 1 この会則は、平成 14 年 5 月 19 日から施行する。(大改定)
- 1 この会則は、平成 22 年 6 月 26 日から施行する。(大改定)
- 1 この会則は、平成 25 年 6 月 29 日から施行する。(第 18 条追加)  
いままで慶弔・褒賞・母校教育復興基金規定が明文化されていなかった  
ので条文とした。
- 1 この会則は、平成 30 年 6 月 16 日から施行する。(部分改定)  
本会役員に相談役を置く